

公立大学法人奈良県立大学安全衛生管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学（以下「法人」という。）の職員の安全管理及び衛生管理に関する事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において職員とは、法人に常時勤務する教職員をいう。

2 この規程において、事業所とは大学及び附属高等学校をいう。

(法令等との関係)

第3条 職員の安全管理及び衛生管理に関しては、この規程及び公立大学法人奈良県立大学職員就業規則、公立大学法人奈良県立大学再雇用職員就業規則、公立大学法人奈良県立大学無期労働契約による職員就業規則、公立大学法人奈良県立大学有期労働契約による職員就業規則、公立大学法人奈良県立大学特任教員及び特任事務職員就業規則に定めるもののほか、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）及びその他安全衛生関係法令に定めるところによる。

(事業者の責務)

第4条 理事長は、職員の健康の保持増進並びに安全衛生と環境整備に努めなければならない。

(職員の責務)

第5条 職員は、産業医その他職員の安全衛生管理に携わる者から安衛法及びこれに基づく命令並びにこの規程に基づいて講ずる安全の確保及び健康の保持増進のための指示又は指導を受けたときは、これを誠実に守るとともに、常に自己の健康の保持増進に努めなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

(衛生管理者)

第6条 事業所毎に法令の定めるところにより、衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、法令に定める資格を有する職員のうちから理事長が選任するものとする。

(衛生管理者の職務)

第7条 衛生管理者は、次に掲げる事項に係る技術的事項を管理するものとする。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康管理に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) その他職員の衛生に関すること。

(産業医)

第8条 事業所毎に法令の定めるところにより産業医を置く。

2 産業医は、法令に定める要件を備えた医師から理事長が選任する。

(産業医の職務)

第9条 産業医は、次に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものを処理するものとする。

- (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

- (2) 作業環境の維持管理に関すること。
 - (3) 作業の管理に関すること。
 - (4) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
 - (5) 衛生教育に関すること。
 - (6) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
 - (7) 前各号に定めるもののほか、職員の健康管理及び健康保持に関すること。
- 2 産業医は、前項各号に掲げる事項について、理事長又は衛生委員会に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。

(衛生委員会)

第10条 事業所毎に安衛法第18条第1項各号に規定する事項を調査審議させるため、衛生委員会(以下、「委員会」という。)を置く。

(委員会の構成)

第11条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 大学運営もしくは附属高等学校の運営を総括管理する者又はこれに準ずる者のうちから理事長が指名したもの 1名
 - (2) 第6条第2項の規定により選任された衛生管理者 1名
 - (3) 第8条第2項の規定により選任された産業医 1名
 - (4) 衛生に関し知識又は経験を有する職員のうちから理事長が指名したもの 2名
- 2 当該委員会の議長は、前項第1号に掲げる委員がなるものとする。
- 3 第1項第1号の委員以外の半数については、事業所に職員の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、職員の過半数で組織する労働組合がないときにおいては、職員の過半数を代表する者の推薦による者のうちから指名する。

(任期)

第12条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の会議)

第13条 委員会の会議は、議長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の運営に関し、必要な事項は、委員会が定める。

(委員会の庶務)

第14条 委員会の庶務は、大学においては事務局総務課、附属高等学校においては事務室で行う。

第3章 健康管理

(一般健康診断の実施)

第15条 職員の健康を確保するため、次に掲げる一般健康診断を実施する。

- (1) 雇い入れ時の健康診断
 - (2) 定期健康診断
- 2 前項各号の健康診断の実施日、受診対象者等については、その都度理事長が定める。

(健康診断受診の義務)

第16条 職員は、前条の健康診断の実施の際には、指定された期日又は期間内に健康診断を受けなければならない。

- 2 職員は、理事長が実施する健康診断を受けない場合は、他の医療機関において当該検査項目について健康診断を受診し、その健康診断ごとの結果を記載した医師の証明書を理事長に提出

しなければならない。

- 3 共済組合が実施する人間ドックを受診する職員は、その結果記録の写しを理事長に提出しなければならない。
- 4 前2項の規定により証明書を提出した場合において、当該証明等を受けた検査項目については、前条第1項各号に係る健康診断の検査項目を受診したこととみなす。ただし、同項第1号の健康診断については、採用前3ヶ月以内に証明を受けたものに限る。

(健康診断の結果についての医師等からの意見聴取)

第17条 理事長は、第15条の健康診断を実施した場合は、その結果に基づき、当該職員の健康を保持するために必要な措置について、産業医の意見を求めなければならない。

(健康診断実施後の措置)

第18条 理事長は、前条の産業医の意見に基づき、その必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

- 2 産業医は、健康診断の結果により、健康管理上、就業上の措置及び医療面の指導を必要と認めた職員に対しては、別表第1に定める区分に応じ、指導区分を決定しなければならない。

(要休業者に与える休暇)

第19条 要休業の指導区分を決定された職員（以下「要休業者」という。）については、公立大学法人奈良県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程に規定する期間の範囲内で、負傷又は疾病による療養のための特別休暇を与える。

- 2 要休業者としての取り扱いを解除された者が、解除された日から6月以内に、再び同一疾病により特別休暇を与えられた場合における前項の休暇期間の計算については、前の休暇期間を通算する。

(健康診断個人票)

第20条 理事長は、職員ごとに健康診断個人票を作成し、これを5年間保管しなければならない。

- 2 職員は、健康診断の結果を健康診断個人票に添付しなければならない。

(健康診断個人票への記録)

第21条 産業医は、指導区分及びその判定時に伏した意見を健康診断個人票に記録しなければならない。

(職員の心理的な負担の程度を把握するための検査)

第22条 理事長は、職員の心理的な負担の程度を把握するための検査を実施する。

- 2 前項の検査の実施者、実施対象者及び医師による面接指導等については、別に定める。

第4章 雑則

(秘密の保持)

第23条 職員の衛生管理業務に従事する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第18条関係）

一 医療の面

健康管理指導区分			事後措置の基準
区分	内容		
1	要医療	医師による医療行為を必要とする者	医療機関等において適切な検査及び治療を受けるよう指導する。
2	要観察	定期的に医師による経過観察を必要とする者	経過観察のため必要に応じて検査を受け、発病又は再発を予防するよう指導する。
3	健康	医師による医療行為及び経過観察を必要としない者	

二 勤務の面

健康管理指導区分			事後措置の基準
区分	内容		
A	要休業	勤務を休む必要のある者	医療機関等において適切な検査及び治療を受けるよう指導する。
B	要軽業	勤務を制限する必要がある者	経過観察のため必要に応じて検査を受け、発病又は再発を予防するよう指導する。
C	要注意	勤務をほぼ平常に行っている者	過重な負担とならないよう、深夜勤務、時間外勤務、長期及び遠方への出張等について配慮する。
D	平常勤務	平常の勤務でよい者	